

福島県社会福祉協議会児童福祉施設部会 災害時相互応援協定書

福島県社会福祉協議会児童福祉施設部会加入施設（福島学園及び若松乳児院を除く。以下「加入施設」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、加入施設が被災した場合、当該施設の要請に応じて加入施設が相互に協力して被災施設の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）第2条1号、原子力災害対策特別法（平成十一年十二月十七日法律百五十六号）第2条1号、に定める災害及びそれに準ずる被害をいう。

（相互応援の内容）

第3条 この協定による相互応援の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 救援活動に要する車両、機械、器具の提供
- (2) 食糧その他生活必需品の提供
- (3) 応急復旧に必要な資器材の提供
- (4) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災施設児童の一時避難のための施設の提供
- (6) 給食施設その他便宜の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の要請）

第4条 応援を要請しようとする施設（以下「被災施設」という。）は次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、事後において施設の長による文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、速やかに連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 応援要請を受けて派遣された職員は、被災施設の長の指揮命令下に活動するものとする。

(経費負担)

第7条 応援に要した費用は、原則として被災施設の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援を行った施設も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

(損害補償)

第8条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

(1) 応援活動に従事した職員が、被災施設への往復途中または応援活動中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援施設がその損害を補償するものとする。

(2) 応援活動に従事する職員が、第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災施設への往復途中に生じたものを除き、被災施設がその損害を補償するものとする。

(連絡の窓口)

第9条 加入施設は、この協定が災害時に有効に機能するよう、あらかじめ相互応援に関する担当者を定め、相互に連絡するものとする。

(庶務)

第10条 災害時相互応援協定に関する庶務は、福島県社会福祉協議会児童福祉施設部会で行う。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし期間終了の30日前までに、加入施設のいずれからも意思表示のないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は継続されるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、各加入施設協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書9通を作成し、記名押印のうえ各加入施設1通を保有するものとする。

平成24年5月15日